

受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	委託担当 健康福祉局 高齢健康福祉課	担当者名 <small>さかい みやこ</small> 酒井 都 電 話 671-2406
----------	---------	-------	-----------------------	--

設 計 書

- 1 委 託 名 資格取得・就労支援事業
-
- 2 履行場所 市内の研修に適した交通手段の連絡がよい場所
-
- 3 履行期間
又は期限 期間 契約締結した日 から 令和3年3月31日 まで
 期限 令和 年 月 日 まで
-
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
-
- 5 その他
特約事項 ・個人情報取扱特記事項
-
- 6 現場説明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
-
- 7 委託概要
- 1 就業支援者の募集選考
 - 2 介護職員初任者研修及び入門的研修の実施等
 - 3 市内介護事業所等への就職支援
-
-
-
-

8 部 分 払

す る (3回以内)

し ない

業務内容	履行予定月	区分	数 量	単 位	単 価	金 額
介護職への就労支援事業（初任者研修1回目終了後）	～R2/9	-	1	式	-	
介護職への就労支援事業（初任者研修2回目終了後）	～R2/12	-	1	式	-	
介護職への就労支援事業（初任者研修3回目終了後）	～R3/3	-	1	式	-	

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

委 託 代 金 額	¥
内 訳	
業 務 価 格	¥
消費税及び地方消費税相当額	¥

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
業務費						
人件費 (介護職への就労支援事業) ①介護職員初任者研修		1	式			受託先における委託業務担当者の人件費(通勤手当、賞与及び退職手当等の諸手当、社会保険料等の事業主負担分を含む。)
人件費 (介護職への就労支援事業) ②入門的研修		1	式			
その他諸経費 (介護職への就労支援事業) ①介護職員初任者研修		1	式			人件費以外の事業費(介護職員初任者研修にかかる費用、参加者募集経費、営業交通費等。)
その他諸経費 (介護職への就労支援事業) ②入門的研修		1	式			
業務費 計						
業務価格						
消費税及び 地方消費税相当額						
委 託 代 金 額						

*概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

資格取得・就労支援事業 業務委託 仕様書

1 委託業務名

資格取得・就労支援事業

2 履行場所

市内の研修に適した交通手段の連絡がよい場所

3 委託予定期間

契約締結した日から令和3年3月31日まで

4 資格取得・就労支援事業概要

近年の急速な高齢化に伴い、要介護高齢者数も増加している一方、介護保険施設等では、慢性的な介護人材の不足が深刻な状況となっている。

本事業は、次の取組により介護を担う人材の確保に向けて、介護職員初任者研修及び入門的研修の受講と就労を一体的に支援する。

介護職としての就労を希望する者や横浜市訪問型生活援助サービスの従業者を対象に、介護職員初任者研修及び入門的研修を受講し、介護保険サービス事業所等で就労するために必要な知識・技術を習得した上で、市内介護保険サービス事業所等への就職を斡旋し、就業支援することを目的とする。

5 研修の実施方式、就業支援対象者数及び就業目標人数

(1) 介護職員初任者研修

研修は、1回40名を3回実施する。研修の冒頭は、入門的研修の研修カリキュラムと同等の内容で実施し、入門的研修の修了者は、介護職員初任者研修の冒頭一部を免除することを可能とする（別紙参照）。

就業支援対象者は120名とする。就業支援対象者のうち、90名以上を就業させることを目標とする。

なお、就業目標数は、委託期間内の実績値とし、雇用証明書、内定証書等により確認を行うこととする。

(2) 入門的研修

研修は、1回40名を2回実施する。入門的研修の実施時期は、研修を修了した者で介護職員初任者研修にステップアップを希望する者が、介護職員初任者研修を受講しやすいよう、研修日程に留意すること（別紙参照）。

就業支援対象者は80名とする。就業支援対象者のうち、40名以上を就業させることを目標とする。

なお、就業目標数は、委託期間内の実績値とし、雇用証明書、内定証書等により確認を行うこととする。

6 委託業務の内容

以下に掲示した業務すべてを実施すること。

- (1) 就業支援対象者の募集選考
- (2) 介護職員初任者研修（3回）及び入門的研修（2回）の実施等
- (3) 市内介護事業所等への就職支援（研修期間中に就職支援を実施することも可とする。）

7 業務実施における留意点

(1) 就業支援対象者等について

ア 就業支援対象者は、次の2条件をすべて満たす者もしくは横浜市訪問型生活援助サービスの従事者とする。

- ・介護職として介護保険サービスを行う市内の施設・事業所等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、通所介護事業所、訪問介護事業所、介護併設型特定施設等）に就労を希望している者

- ・介護職員初任者研修（又はホームヘルパー2級）又は同等以上の資格を保有しておらず、当該資格に係る研修中でない者

イ 市内在住者を優先して支援するよう配慮すること。

ウ 支援対象者の募集にあたっては、受託者の工夫による効果的な方法をとること。なお、広告媒体等は複数を併用し募集すること。

エ 本事業は、市内の介護保険サービス事業所等における介護人材の確保を目的の一つとしているため、支援対象者の選考にあたっては、強い就労意欲があり、資格取得後は市内介護保険サービス事業所等に介護職員として就職し、長期にわたって就労できると思われる人材を選考すること。

(2) 介護職員初任者研修及び入門的研修について

ア 受託者は、神奈川県介護職員初任者研修事業の事業者指定を受け講習を実施するほか、講習の終了証明書の発行およびその後の管理も行うこと。

イ 規程の時間数（130時間又は21時間）の他、フォローアップの研修など、就職支援に資する研修を併せて実施することも可とする。

ウ 当該研修に係る受講費用は本事業に係る委託料に含むものとする。テキスト代についても受講費用に含め、受講者本人に費用負担は求めないこととする。

(3) 就業支援について

紹介・斡旋先は、介護保険サービスを行う市内の施設・事業所等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、通所介護事業所、訪問介護事業所、介護併設型特定施設等）とする。

また、就業には正規雇用の他、パート、契約社員、派遣社員などの非正規雇用も含まれますが、長期就業に結びつけるため、正規雇用の紹介を優先すること。ただし、入門的研修の対象者は、本

人が希望する場合はボランティアも可能とする。

就業にあたり、健康診断受診等が必要となる場合は、本人負担として調整すること。

(4) 就業者数の実績について

本事業は、人材育成・就業支援のための研修（OJTを除く）実施が必須となっているため、本委託事業で実施する介護職員初任者研修又は入門的研修未受講の受講者は、就業者実績とはならない。

そのため、就職先の紹介・斡旋については介護職員初任者研修又は入門的研修中または終了後に実施すること。

8 各種報告について（詳細は別途協議）

- (1) 契約後、四半期ごとに、受講者数（介護職員初任者研修及び入門的研修受講者数）等委託業務の執行状況について、報告書を作成すること。報告書には、①経費の内訳実績 ②就業支援をした総数 ③就職に結びついた人数及びその就業先を必ず含めること。
- (2) 業務終了時に、雇用証明書、内定証書等の受講者が就労したことを証する文書を提出すること。

9 個人情報の保護

受託者は、この契約による事業を実施するにあたり知り得た個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

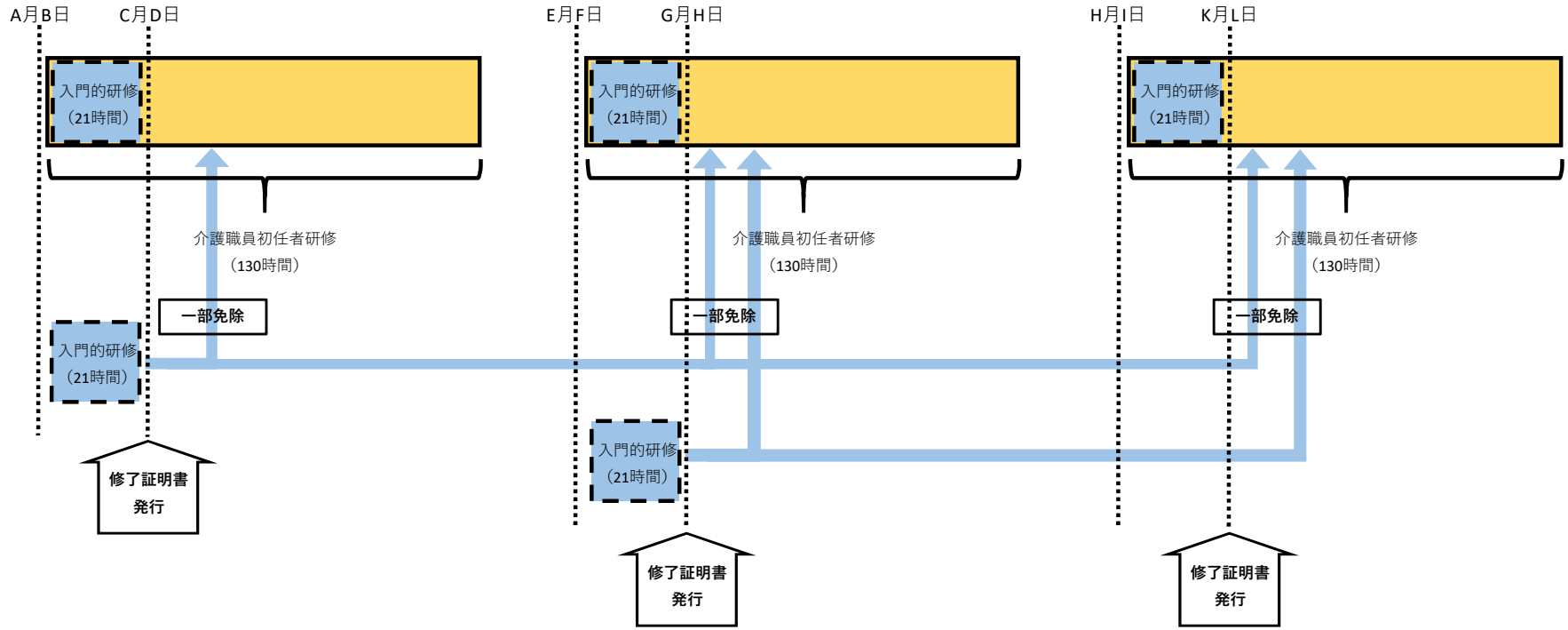
10 帳簿等の整理及び保管

- (1) 受託者は、委託事業に係る会計を他の事業に係るものと明確に区別して経理し、関係書類を委託事業完了後5年間保管すること。
- (2) 受託者は、委託者が前項に係る書類の閲覧を求めたときは、これに応じること。

11 その他

- (1) 業務履行にあたっての進捗状況等について、本市職員に適宜連絡するとともに、必要事項については、本市職員の指示を受けてください。
- (2) この仕様書及び委託契約約款に定めのない事項及び業務履行中においてやむを得ない事由等により発生する仕様の変更については、委託者と受託者が別途協議して決定します。
- (3) この契約は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用することとする。

研修実施方式例 その1



研修実施方式例 その2

